大阪府域で「興行場を経営される皆様」へ

※注意　大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市で開設される方は、それぞれの**管轄保健所**にご相談願います。

業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

（興行場法第２条第１項）

＜審査基準＞

興行場の許可を受けるには、設置の場所又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合することが必要です。

◇設置場所の基準（大阪府興行場法施行条例第５条）

興行場の設置の場所の基準は、排水を容易に行うことができる場所であることとする。ただし、興行場の床面が不浸透性材料（石、コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。）で覆われる等防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。

◇構造設備の基準

１）全般の構造設備の基準（大阪府興行場法施行条例第６条）

・食堂、売店又は食品の自動販売機その他これに類する機械は、便所その他不潔な場所に近接して設置されていないこと。

２）観覧場の構造設備の基準（大阪府興行場法施行条例第７条）

・入場者が容易に移動し、着席し、及び出入りすることができるものであること。

・清掃及び消毒が容易にできるものであること。

・十分な広さ及び高さを有すること。

・適当な数及び広さの出入口及び観覧席を備えていること。

３）観覧場の機械換気設備の基準（大阪府興行場法施行条例第８条）

・観覧場の機械換気設備の基準は、次の表の左欄に掲げる観覧場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機械換気設備が設けられていることとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区 　分 | 機 　械　 換 　気 　設　 備 |
| 観覧席が地階にあるもの | 第１種換気設備（給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。以下同じ。） |
| 観覧席が地階にないもの | 床面積の合計が４００平方メートルを超えるもの |
| 床面積の合計が１５０平方メートルを超え４００平方メートル以下のもの | 第１種換気設備又は第２種換気設備（給気用送風機及び自然排気口を有する機械換気設備をいう。以下同じ。） |
| 床面積の合計が１５０平方メートル以下のもの | 第１種換気設備、第２種換気設備又は第３種換気設備（自然給気口及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。） |

・前項の機械換気設備は、観覧場の空気環境について、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、同表の右欄に定める数値以下とすることができる性能を有するものでなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　項 | 数　　値 |
| 炭酸ガスの含有率 | １００万分の１５００ |
| 一酸化炭素の含有量 | １００万分の１０ |
| 浮遊粉じんの量 | 空気１立方メートルにつき０．２ミリグラム |
| 気流の速度 | 毎秒０．７５メートル |

・送風機、風道の要所、給気口、排気口その他機械換気設備の重要な部分は、保守点検及び整備を容易に行うことができる構造でなければならない。

４）照明設備の基準（大阪府興行場法施行条例第９条）

・興行場の照明設備の基準は、床面から８５センチメートルの高さの全ての所で照度１００ルクス以上を保ち得る照明設備が設けられていることとする。

５）便所の構造設備の基準（大阪府興行場法施行条例第１０条）

・便所の設置場所は、場内であること。

・男用及び女用に区別されていること。

・便所の出入口は、観覧場に面しない構造であること。

・換気設備及び手洗所が設けられていること。

・各階の便所の便器の数の合計は、次の表の左欄に掲げる観覧場の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 便　　器　　の　　数 |
| ３００平方メートル以下 | １５平方メートルごとに１個 |
| ３００平方メートルを超え６００平方メートル以下 | ２０個に３００平方メートルを超える床面積２０平方メートルごとに１個を加えた数 |
| ６００平方メートルを超え９００平方メートル以下 | ３５個に６００平方メートルを超える床面積３０平方メートルごとに１個を加えた数 |
| ９００平方メートルを超える場合 | ４５個に９００平方メートルを超える床面積６０平方メートルごとに１個を加えた数 |

・前記に掲げるもののほか、規則で定めるもの（大阪府興行場法施行細則第５条）

①床面及び内壁の床面から少なくとも１メートルの高さまでの部分は、不浸透性材料を用いること。

②女用便所及び男用大便所は、便器ごとに、縦１２０センチメートル以上、横９０センチメートル以上の広さを有する個室に区画すること。

③男用小便器を隣接して設ける場合にあっては、その間隔は、６０センチメートル以上とし、それぞれを区画すること。

◇基準の緩和等（大阪府興行場法施行条例第１３条）

知事は、野外、仮設、特設又は臨時の興行場については、第５条から第１２条までの基準によることができない場合であって衛生上支障がないと認めるとき、及びこれらの基準による必要がないと認める場合は、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

＜標準処理期間＞

１５日

＜許可申請の手続き＞

興行場の営業許可を受けようとされる方は、事前に、営業施設の場所を所管する**保健所**にご相談してください。

別紙「興行場営業許可申請の提出から営業開始までの流れ」をご覧ください。

＜許可申請書及び変更等の届出様式＞

・**興行場営業許可申請書（様式第１号）**

・**興行場営業変更届出書（様式第２号）**

・**興行場営業休止届出書（様式第３号）**

・**興行場営業廃止届出書（様式第４号）**

・**興行場営業譲渡承継届出書（様式第５号）**

・**興行場営業相続承継届出書（様式第６号）**

・**興行場営業合併承継届出書（様式第７号）**

・**興行場営業分割承継届出書（様式第８号）**